

八戸市図書館協議会委員公募実施要領

下記のとおり、八戸市図書館協議会の委員を公募する。

1 目的

当協議会の委員を委嘱するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、委員の一部を市民から公募することにより、市民参加の機会を提供する。

2 職務

当協議会は、八戸市の図書館の運営について調査審議する。

3 募集人員

当協議会の公募による委員の定数は、1人以内とする。

4 任期

任期は、選任時から令和9年3月31日とする（ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする）。

5 報酬

1回の出席につき、8,800円（税込）の報酬を支給する。なお、交通費は支給しない。

6 会議の開催

会議は、年2回程度開催予定。

7 応募条件

原則として当市に住所を有し、図書館に関し、知識、経験、関心等のある者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 当市の他の附属機関の委員を三つ以上兼務している者
- (2) 当協議会の委員として既に構成員を推薦している団体に所属している者

8 応募方法

応募申込書(別記様式)により、郵送、持参又はEメールにより応募する。

その際、次のテーマに関する意見・提案等を800字程度の文章にまとめ、併せて提出する。

テーマ：「八戸市の図書館運営及び図書館サービスについて」

応募先：〒031-0022 八戸市大字糠塚字下道2-1 八戸市立図書館

Tel：0178-22-0266

Eメール：tosho@city.hachinohe.aomori.jp

9 募集期間

令和7年5月26日（月）から令和7年6月20日（金）まで（必着）

10 決定の方法

原則として、書類選考とする。ただし、必要に応じて面接等を併せて行うことができるものとする。なお、選考の結果によっては選任しない場合がある。

11 結果の通知

選考結果は、応募者全員に文書で通知するものとする。

12 選考結果の本人への提供

選考結果は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第69条第2項第1号の規定に基づき、次に掲げる条件の下、本人の求めに応じて本人に対して提供できるものとする。

(1) 提供の求めの方法

八戸市立図書館において、口頭により行う。

(2) 提供する情報の範囲

応募者の中での順位及び得点

(3) 提供の方法

八戸市立図書館において、本人確認をした上で閲覧により行う。

(4) 提供できる期間

選考結果通知日から1か月間とする。なお、当該期間経過後は、法第77条の規定に基づく開示請求手続が必要となる。

13 応募申込書等の取扱い

受付した応募書類は、返却しないものとし、当協議会の公募以外の目的には使用しないものとする。

14 備考

公募以外の委員は、学校教育、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者等で構成する予定である。

15 その他、附属機関の委員の公募に関する取扱いに定めるところによる。

附 則

この要領は、令和7年5月13日から施行する。